

保護者 各位

白井市長 笠井喜久雄  
(公印省略)

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う市内保育所等の臨時休園の延長について

日頃より、本市保育行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

市では、4月7日の緊急事態宣言時を受け、4月23日より臨時休園の対応を行っておりますが、市内の感染者は増加傾向にあり、感染の危険は未だ低減していない状況です。

このことから、**集団保育における感染防止のため、市内保育施設の臨時休園の期間を、5月31日(日)まで延長いたします。**

医療関係者をはじめ、安定的な生活の確保や社会の安定の維持のため、事業の継続が求められている方など、真にやむを得ない場合は特別保育の実施により対応を図ることとしておりますので、保護者の皆様には、ご不便をおかけいたしますが、趣旨をご理解いただき、お子様や園全体の安全のため、引き続き家庭での保育にご協力をお願いいたします。

記

1 臨時休園期間

令和2年4月23日(木)から5月31日(日)

※今回延長期間 5月7日(木)から5月31日(日)

2 保育の利用について

**原則、保育所等の利用はできません。**

ただし、家庭での保育が著しく困難な場合のみ特別保育を行います。5月7日以降の利用については、利用当日までに別紙「特別保育利用申請書(5月7日以降分)」を利用する園に提出し、各園にご相談ください。

(提出日の保育の提供の有無、提出が遅れる場合等は、各園にご連絡ください。)

注1 保護者の状況等により、保育をお断りする場合があります。

注2 給食の提供については、各園において職員の配置が困難な場合等には提供を中止し、弁当等の持参をお願いすることがあります。

3 保育料等算定の特例と給食費について

(1) 保育料について

・特例算定期間 令和2年4月8日(水)～ 令和2年5月31日(日)

※臨時休園期間に合わせて延長します。

・特例算出方法

5月6日までの算出方法については、前回お知らせのとおりです。

5月7日から5月31日までについては、次のとおり行います。

① 5月7日から5月31日まで1日も利用しない場合

…1か月分(5月分)の保育料無料

② 5月7日から5月31日までに数日の利用がある場合

…利用日数に応じて日割計算

※日割計算方法 現在の保育料×その月の家庭保育日を除く開園日数÷25日  
(10円未満切捨)

・申請方法（5月7日以降）

- ①臨時休園後、登園時に「保育料算定特例申請書（5月7日以降分）」を園に提出
- ②園において、休園(家庭保育)日数を確認
- ③園から市保育課へ、確認後の申請書を提出
- ④提出された日以降の保育料（7月以降を予定）より差額分を差し引きます。

(2) 給食費について

各園において減免の対応を行います。方法等は各園にお問合せください。

4 その他

- ・臨時休園による家庭での保育の協力要請について、勤務先への文書が必要な場合は、「事業者向け協力要請(5月7日以降)」をご利用ください。  
(市ホームページよりダウンロードできます。)

担当	白井市健康子ども部保育課
電話	047-497-3488
Email	hoiku@city.shiroi.chiba.jp